

市民課からのお知らせ 戸籍届出の諸要件について

戸籍の届出に関して必要な条件を表にしてみました。届出を行う際の参考にしてください。

また、この表以外の届出についても、いろいろと制約されているものがありますので、届出を行う際は、あらかじめ電話等で照会されてからご来庁ください。

なお、市役所は、5月から第2・第4土曜日が閉庁となりましたので、届出が必要な場合は前もって市民課窓口係または出張所に連絡して、届出書を確認してから提出してください。

連絡先 市民課窓口係

届出の諸要件一覧表

届出の種類	届出通数	届出期間	届出地	届出に必要なもの	届出人
出生届	本籍地が市内1通 本籍地が市外2通	生まれた日から14日以内	○父・母の本籍地 ○届出人の所在地 ○出生地	○出生証明書 ○母子健康手帳 ○印鑑(届出人のもの)	父・母・同居人・出産に立ち合った医師、助産婦の順
死亡届	本籍地が市内1通 本籍地が市外2通	死亡した日、または死亡の事実を知った日から7日以内	○死亡者の本籍地 ○死亡地 ○届出人の所在地	○死亡診断書 ○印鑑(届出人のもの)	同居の親族・その他の親族・同居者・家主・地主の順
婚姻届	夫妻とも本籍地が市内1通 一方の本籍地が市外2通 夫妻とも本籍地が市外3通	届出した日から法律上の効力が発生する	○夫または妻の本籍地 ○夫または妻の所在地	○夫妻双方の印鑑(一方は旧姓の印鑑) ○証人(成人2人)の印鑑 ○戸籍抄本(市内に本籍のない人2通) ○未成年者は父母の同意が必要	夫・妻
離婚届	復籍する戸籍または新戸籍が市内1通 新戸籍が市外2通 現在の本籍が市外にあって、市外に復籍する場合3通	同上 ※裁判離婚の場合は調停成立・審判確定・判決確定の日から10日以内	○夫妻の本籍地 ○夫妻の所在地	○夫妻双方の印鑑 ○証人(成人2人)の印鑑(協議離婚) ○審判または判決の謄本など(裁判離婚) ○双方の戸籍謄本(市内に本籍及び復籍する戸籍がないとき)	夫・妻 ※裁判離婚の場合は申立人
転籍届	市内での転籍1通 市外からの転籍2通	届出した日から法律上の効力が発生する	○転籍者の本籍地 ○所在地 ○転籍地	○印鑑(届出人が2人のときは2個) ○戸籍謄本(市外から、または市外への転籍2通)	戸籍筆頭者及びその配偶者

七夕・星まつり



都留市七夕実行委員会では、八月五・六・七日に谷村第一小学校、文化会館を中心として、七夕まつりを復活します。文化サークル活動の発表会も行いたいと思います。参加団体を募集していますので、参加を希望する方は、ご連絡ください。

連絡先 谷内一行
☎(43)2964

郵便局からのお知らせ

簡易保険

「新特約への変更のお取扱い」
昭和六十二年八月以前に入された旧特約については、平成元年八月三十一日までに、一定の要件のもとに、旧特約を解約して同じ種類の新特約に切り替えることができます。
※新特約制度の内容
○入院保険金
ご加入後にかかった病気で

5日以上入院された場合にお支払いします。お支払いは入院後5日から最高120日分までです。

○手術保険金

手術の種類(程度)により、入院保険金の日額の10倍、20倍または40倍お支払いします。

山梨県大規模建築物等の事前協議について

山梨県では、建築物が周辺の自然や、地域の景観及び史跡、文化財等と調和し、しかも個性的な魅力ある町づくりを実現することを目的として、大規模建築物等取扱要領が定められ、六月一日より実施されました。これにより次にあげる建築物等については、確認申請を行う前(基本設計段階)に協議が必要となります。

大規模建築物等取扱要領の概要

○適用区域 県下全域

○協議の対象行為

- (1) 高さ13mまたは建築面積1、000㎡を超える建築物の建築、大規模の修繕または大規模の模様替
- (2) 高さ13mを超えまたはその敷地の用に供する土地の面積が1、000㎡を超える工作物の前項に準ずる行為

問合先 都留土木事務所建築課

市役所建設課